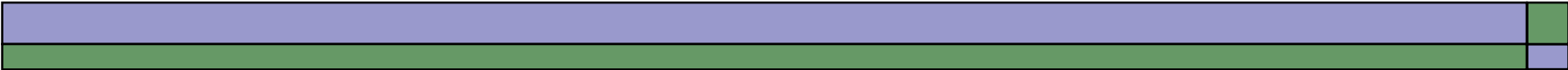


せんなん男女平等参画プラン

令和4年度
実施計画書

泉南市人権推進課



目次

プランの体系	1
基本目標Ⅰ 男女平等参画のための仕組みづくりと 地域づくり	4
基本目標Ⅱ 男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり	16
基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり	27
基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり	36
基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり	44
資料 泉南市男女平等参画推進条例	57

プランの体系

基本目標Ⅰ 男女平等参画推進のための仕組みづくりと地域づくり

（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ①行政委員・審議会委員などへの男女平等参画の促進
- ②事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大
- ③市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（２）男女が協働で行う地域活動の促進

- ①地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり
- ②地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進
- ③地域・防災分野等への女性の参画促進

基本目標Ⅱ 男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

（３）男女平等参画の理解の推進

- ①男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実
- ②男女平等を推進する文化創造活動の推進
- ③メディアにおける人権の尊重

（４）子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

- ①男女平等を推進する学校教育の充実
- ②幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進
- ③性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進

（５）多様な選択を可能にする社会教育の推進

- ①男女平等参画を進める人材育成
- ②生涯学習に関する情報の提供
- ③男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり 【女性活躍推進計画】

（６）就労の場における男女平等の促進

- ①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- ②多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
- ③農業や自営業に従事する女性への支援

（７）ワーク・ライフ・バランスの実現のため支援

- ①仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成
- ②企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取り組みの促進
- ③多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充

（８）男性にとっての男女平等参画の促進

- ①男性の家事・育児等への主体的取組の促進

基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

（９）相談機能の充実

- ①相談窓口の充実とネットワーク
- ②相談にあたる相談員に対する研修の充実

（10）さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

- ①高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実
- ②ひとり親家庭への支援
- ③性の多様性を尊重する環境づくり
- ④生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組

（11）ライフステージに対応した健康支援

- ①生涯をとおしての健康づくりの支援
- ②性と生殖に関する取組の充実

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり
【DV 防止基本計画】

(12) あらゆる暴力の根絶

- ①あらゆる暴力を容認しない基盤づくり
- ②配偶者からの暴力の防止
- ③暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発
- ④性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化

(13) 被害者の保護と自立支援

- ①被害者に対する初期段階の支援の充実
- ②生活基盤を整えるための支援



男女平等参画推進のための 仕組みづくりと地域づくり

基本目標 I

基本目標Ⅰ 男女平等参画推進のための仕組みづくりと地域づくり

主要施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	指定管理者管理運営施設第三者評価委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 R4年度は開催せず ②次期改選時の目標女性比率(%) % ③②が40%未満の理由	—	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	行政評価第三者評価委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 R4年10月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	次期改選時にあつては、女性委員の登用を積極的に進める。	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	不動産評価審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 R5.4月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	次期改選時にあつては、女性委員の登用を積極的に進める。	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公共施設等最適化推進委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 R4.5月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	次期改選時にあつては、女性委員の登用を積極的に進める。	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	防災会議 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和5年3月31日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 12% ③②が40%未満の理由 現在、6%に到達したところだが、女性委員登用のための規定の変更や相手方との調整に時間を要するため	委員構成の規定の変更と相手方との協議を行う。	危機管理課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	国民保護協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和6年7月31日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 12% ③②が40%未満の理由 現在、6%に到達したところだが、女性委員登用のための規定の変更や相手方と調整に時間と要するため	女性委員選定にむけて相手方と協議を行う。	危機管理課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	行政対策暴力連絡協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 異動の都度 ②次期改選時の目標女性比率(%) 18% ③②が40%未満の理由 現在、9%に到達したところだが、女性委員登用のための規定の変更や相手方との調整に時間を要するため	委員構成の規定の変更と相手方との協議行う。	危機管理課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	総合計画審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和6年5月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上 ③②が40%未満の理由	引き続き、女性委員の登用を積極的に進めます。	政策推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	情報公開・個人情報保護審査会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年10月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40 % ③②が40%未満の理由	引き続き、比率の現状維持(40%)に努める。	総務課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	情報公開・個人情報保護制度運営審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年10月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40 % ③②が40%未満の理由	引き続き、比率の現状維持(40%)に努める。	総務課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公害対策審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和6年7月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40 % ③②が40%未満の理由	現状において、女性登用率が達成されていないので、次期改選時に女性委員の積極的な登用に努めます。	環境整備課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	民生委員児童委員推薦会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年11月30日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上維持に努める ③②が40%未満の理由	可能な限り女性委員の登用に努める。	生活福祉課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	国民健康保険運営協議会委員 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年6月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 28.5% ③②が40%未満の理由 現在の女性登用人数3名から4名に引き上げることは可能と思われ、現実的に実現可能な目標を設定したため。	各団体に委員の推薦を依頼する際に可能な範囲で女性の推薦をお願いする。また、委員の公募をかけ、応募があった際には、女性の登用を推進する。	保険年金課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	総合福祉センター運営協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和5年4月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	次期改選時には、女性委員の登用を積極的に進める。	長寿社会推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	老人ホーム入所判定委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和5年4月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	次期改選時には、女性委員の登用を積極的に進める。	長寿社会推進課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	地域包括ケア計画推進委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和6年度 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	次期改選時には、女性委員の登用を積極的に進める。	長寿社会推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市主要建設事業再評価委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 ②次期改選時の目標女性比率(%) % ③②が40%未満の理由	再評価委員会の実施の予定はありません。	道路課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	都市計画審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和5年10月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	次期改選が来年度のため、4年度に取組は行わない。	都市政策課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	ホテル等建築審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年度 11月頃 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 なし	現在、すでに女性委員40%を実現している。令和4年度の審議会委員の改選においても、これまで同様、女性委員40%以上を確保するよう女性委員の登用を積極的に進める。	審査指導課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	市民交流センター運営審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和6年4月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 44.4% ③②が40%未満の理由	現状において、女性比率40%以上を達成しているが、引き続き現状維持に努める。	人権推進課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市人権尊重のまちづくり審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年6月30日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	各種団体より推薦いただく際には、女性登用について配慮いただくよう依頼する。	人権推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	男女平等参画審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年10月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上維持に努める ③②が40%未満の理由 —	現在、すでに女性委員40%以上60%未満を実現している。令和4年度の審議会委員の改選においても、これまで同様、女性委員40%以上60%未満を確保するよう女性委員の登用を積極的に進める。	人権推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市主要建設事業再評価委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 ②次期改選時の目標女性比率(%) % ③②が40%未満の理由	開催予定なし	下水道課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	学校給食センター運営委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 ②次期改選時の目標女性比率(%) % ③②が40%未満の理由	2022(令和4)年度は、運営委員会開催の必要があれば、登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	教育総務課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	教育委員 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年6月、令和5年3月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 50% ③②が40%未満の理由	令和4年度は任期満了となる教育委員がいる。教育委員の任命の際は、資格要件に基づき選任することになるが、女性委員の確保に努める。	教育総務課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	社会教育委員 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 2023(令和5)年10月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 50%	市民委員公募の際には、女性委員比率を加味した登用に努める	生涯学習課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	文化財専門委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 2023(令和5)年1月(予定) ②次期改選時の目標女性比率(%)40%	専門とする分野と実績をもとに女性委員の登用を検討します。	生涯学習課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	図書館協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年8月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上維持に努める ③②が40%未満の理由 —	引き続き現在の状況を維持していきたい。	文化振興課図書館
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	文化ホール協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和5年10月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上維持に努める ③②が40%未満の理由	引き続き現在の状況を維持していきたい。	文化振興課図書館
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公民館運営審議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①令和5年11月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	引き続き現在の状況を維持していきたい。	文化振興課公民館
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	青少年センター運営委員 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和4年4月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	令和4年度に改選時に充て職委員である市職員以外の外部委員については、女性委員の選出を依頼する。	生涯学習課(青少年センター)
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	固定資産評価審査委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 — 斉改選という概念が無い(個々の委員ごとに任期設定)。 直近に任期満了を迎える委員の任期は令和4年10月8日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	現在、すでに女性委員40%以上60%未満を実現している。令和4年度中に任期満了を迎える委員の改選においても、女性委員40%以上60%未満を確保するように女性委員の登用を積極的に進める。	総合事務局

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	選挙管理委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和6年1月18日任期満了 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	選挙管理委員会 2023(令和5)年度(次回改選年度)までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	監査委員 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和6年11月28日任期満了(識見) ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	現在、すでに女性委員40%以上60%未満を実現している。次回改選においても、女性委員40%以上60%未満を確保するよう女性委員の登用を積極的に進める。	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公平委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 — 斉改選という概念が無い(個々の委員ごとに任期設定)。 直近に任期満了を迎える委員の任期は令和5年1月31日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	2023(令和5)年度(次々回改選年度)までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	農業委員会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和5年7月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 10% ③②が40%未満の理由 農業や農地に関する情報に精通されている女性が少ない	時期選挙までに各区役員等に働きかけ、女性委員の候補者を増やす	農業委員会
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市自立支援協議会 2022(令和4)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①次期改選時期 令和6年度 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上 ③②が40%未満の理由 —	現状では、女性比率40%以上であり、今後も継続して女性委員の積極的登用を進める。	障害福祉課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	＜委員公募制の活用の促進＞市政への市民の参画を可能にするため、市民委員の公募を推進します。	泉南市男女平等推進審議会本部会議等において、市民公募を推進し、女性委員参画率の向上を図っていく。	令和2年度に、「付属機関等の設置等に関する方針」において公募委員の登用促進を明記し、市民公募の推進に働きかけたことに続き、令和4年度においては、「泉南市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」を策定し、更に、公募委員の登用促進について、市民公募を推進するよう働きかける。	人権推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜事業所に対して女性の積極的登用についての啓発＞事業所に対して女性の積極的登用についての啓発を充実します。	大阪府、大阪府企業人権協議会が開催する「公正採用選考・人権啓発推進員研修」、「人権リーダー養成講座」等の研修会の参加費助成について周知を図っていく。	研修や講座等の参加費助成を図り、事業所に対する女性の積極的登用についての啓発を図る。	人権推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜事業所に対して女性の積極的登用についての啓発＞事業所に対して女性の積極的登用についての啓発を充実します。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	人権啓発推進協議会において、役員の女性比率を維持するとともに、男女平等参画に関する各種講座の広報・報告等を行い、啓発を図っていく。	人権啓発推進協議会の役員改選の際には、女性登用について配慮いただくよう依頼するとともに、男女平等参画に関する各種講座の広報・報告等を行い、啓発を図っていく。	人権推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	ABC委員会等のコミュニティ団体(構成員やリーダーが女性である団体)の継続的な支援を行う。	ABC委員会等のコミュニティ団体(構成員やリーダーが女性である団体)の継続的な支援を行います。	政策推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課

I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性管理職への登用促進＞「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員・教職員の管理職への登用を推進します。	女性管理職の登用促進には、下部層である女性監督者数を増やさなければならない。男女の区別なく活躍できる組織づくりのため、長期的な人材育成を実施するとともに、女性職員の能力を発揮できる機会を提供する。 ①目標女性比率17% ②20%に満たない理由：監督職以上の女性職員が全職員の11.9%(405名中48名)しかおらず、短期的に目標を達成することができない	研修等で職員自らのキャリア形成を考える機会の提供、係長試験の見直し、性別が偏った職員配置の見直しを実施する。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性管理職への登用促進＞「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員・教職員の管理職への登用を推進します。	他市の人事交流や計画的な管理職人事の実施する。	時間外勤務時間数の削減 教職員の適材適所への人事配置、計画的な女性管理職の任用に努める。	指導課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜職員配置の見直し＞男女の比率が大きく偏らないような職員配置を行い、さまざまな意見が反映される多様性のある職場を実現します。	男性ばかりの職場、女性ばかりの職場を見直し、性別に偏りのない職員配置に取り組む。	男性ばかりの職場、女性ばかりの職場を見直し、無意識の偏見を打破するとともに、多様な意見が尊重される風通しのよい職場づくりを目指す。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性職員の育成＞女性職員の自己啓発やキャリア形成のため、研修の実施やロールモデルの提示、メンター制度の実施、女性職員のネットワーク支援等により女性職員の育成を促進します。	女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざした研修を開催する。研修内で多様な意見に触れる機会を提供するとともに、世代を超えた女性職員の交流を促す。	女性活躍推進(働きやすい職場づくり)をめざした研修を実施する。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大＞泉南市防災計画に基づく地域マニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させるよう、方針決定過程における女性の参画を泉南市男女平等参画条例に基づき拡大します。	平成25年5月策定の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」や同年8月策定の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の反映に努める。	女性や高齢者、外国人などの視点を反映させることができるようインターネット等で情報収集等を行う。	危機管理課

基本目標Ⅰ 男女平等参画推進のための仕組みづくりと地域づくり

主要施策2 男女が協働で行う地域活動の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
I	2	(1)	地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり	＜区・自治会の男女平等参画の促進＞男女平等参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図ります。	人権啓発推進協議会の活動で男女参画が促進されるよう情報機会の提供に努める。	人権啓発推進協議会の活動で男女参画が促進されるよう情報機会の提供に努める。	人権推進課
I	2	(1)	地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり	＜区・自治会の男女平等参画の促進＞男女平等参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図ります。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜区・自治会活動を通しての地域への男女平等参画の浸透＞区・自治会役員を男女平等推進員として男女平等参画の気運を醸成します。	自治会等の役員を含む人権啓発協議会との協働で講座や講演会を開催する。	自治会等の役員を含む人権啓発協議会との協働で講座や講演会を開催する。	人権推進課
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜区・自治会活動を通しての地域への男女平等参画の浸透＞区・自治会役員を男女平等推進員として男女平等参画の気運を醸成します。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等参画による地域の文化活動の促進＞文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参加促進を図ります。	地域の文化活動の促進を図るとともに、ブックサロンや地域講座を行い男女ともに多様な年齢層への参加促進を図る。	地域の文化活動の積極的な情報収集に努めるとともに、様々なテーマを選定し司書が本の紹介を行うブックサロンや、講師を招いての地域講座を実施する。	文化振興課図書館
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等参画による地域の文化活動の促進＞文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参加促進を図ります。	老若男女問わず伝統文化に触れることが出来るように、市内各地に残される盆踊りを伝承する団体の支援を引き続き行う。	日本の伝統芸能を学ぶ団体が多様な年齢層の参加促進となるように、チラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子ども・高齢者の見守り活動など、地域の課題解決に向けた地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	ステップネット(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図る。	ステップネット(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図る。	人権推進課

I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子ども・高齢者の見守り活動など、地域の課題解決に向けた地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図る。	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図ることで、ボランティア活動への男女平等参画につなげる。	政策推進課
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子ども・高齢者の見守り活動など、地域の課題解決に向けた地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	ボランティア人員及び、地域の協力員の確保に努める	社会福祉協議会へ委託。 地域包括支援センター、NPO法人等の介護予防活動を通じて男女共同参画を促進するための環境づくりに努める。	長寿社会推進課
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけるとともに、男女平等意識が育めるような場づくりにも努める。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	小中学生によるジュニア司書クラブ活動などで、子どもたちの学習や体験活動の場を提供する。	男女平等の視点に立ち、様々な分野に興味を持ち体験できるような活動を行う。	文化振興課図書館
I	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	例年に引き続き、講習講座や体験活動、居場所事業等を予定しているが、あらゆる場面を人権尊重の視点で行っていく。	事業を行う際の視点として、泉南市子どもの権利条例をはじめ、人権尊重の視点を青少年センターの基盤として積極的に位置づけしていく。	生涯学習課（青少年センター）
I	2	(3)	地域・防災分野等への女性の参画促進	＜防災・災害復興の取組への男女平等参画＞「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者外国人などの視点を反映させるよう働きかけます。	平成25年5月策定の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」や同年8月策定の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の反映に努める。	女性や高齢者、外国人などの視点を反映させることができるようインターネット等で情報収集等を行う。	危機管理課
I	2	(3)	地域・防災分野等への女性の参画促進	＜女性の視点を取り入れた避難所の運営＞地域の避難所運営において、男女のニーズの違い等に配慮し、女性の視点を取り入れた運営が行われるよう協力、支援を行います。	平成25年5月策定の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」や同年8月策定の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の反映に努める。	女性や高齢者、外国人などの視点を反映させることができるようインターネット等で情報収集等を行う。	危機管理課



男女平等参画社会の実現に 向けた意識づくり

基本目標 II

基本目標Ⅱ 男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

主要施策3 男女平等参画の理解の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜市民に向けた広報・啓発の充実＞広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用するとともに、講演会や講座等のあらゆる機会をとらえて、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)をはじめ、男女平等参画の意識啓発を進めます。	広報紙や市のホームページなどを活用し、情報提供や男女平等参画の意識啓発のため、様々なテーマによる講座、講演会を実施する。	定期的に広報紙や市のホームページに掲載し、男女平等参画への理解を深めるため、男女平等参画社会づくり講座、男女平等参画宣言都市講演会を実施する。	人権推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜市民に向けた広報・啓発の充実＞広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用するとともに、講演会や講座等のあらゆる機会をとらえて、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)をはじめ、男女平等参画の意識啓発を進めます。	広報紙及び市ウェブサイトで、男女平等参画情報の提供を継続する。	広報紙においては毎月概ね2ページをシリーズ人権として設け、その一部で男女平等参画の情報を掲載する。ウェブサイトにおいても同様に男女平等参画の取組や情報の提供を行う。	秘書広報課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進＞男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行う。	登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワーク(ステップネット)を組織し、交流、情報交換を図る。	人権推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進＞男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜事業所等に向けての広報・啓発の推進＞男女平等参画についての理解を深めるため、あらゆる機会を活用して広報、啓発に努めます。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提供を探る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課

Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	関係機関とともに連携を図り、推進する。	他機関と連携を図り、必要な支援と情報提供を行う。	保健推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	子育てサークル等の公民館利用を支援していきたい。また、効果的な講座イベントなどにより学習機会を提供する。	コロナ禍の中、効果的な公民館利用方法、講座開催方法について工夫をする。くすうを精査する。	文化振興課公民館
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	具体的取り組みに沿った子育て講座を開催する。	保護者が必要とする内容を含んだ講座を開催する。	家庭支援課 (子育て支援センター)
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	子ども向けの資料の充実を図り、市民団体等と協力して学習機会を増やす。	子ども向け資料の積極的な収集と、資料の団体貸出を利用して学習機会の提供を行う。	文化振興課図書館
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	例年に引き続き、講習講座や体験活動、居場所事業等を予定しているが、あらゆる場面を人権尊重の視点で行っていく。	事業を行う際の視点として、泉南市子どもの権利条例をはじめ、人権尊重の視点を青少年センターの基盤として積極的に位置づけしていく。	生涯学習課(青少年センター)
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	指導課
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課

Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜男女平等参画の視点に立った文化活動の推進＞市民の多様な文化創造活動が男女平等参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	子どもから大人、男女を問わず、すべての人が文化活動に参加でき、交流できるイベント等を推進する。	子どもから大人、男女を問わず、すべての人が文化活動に参加でき、交流できるイベント等を推進する。	文化振興課公民館
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜男女平等参画の視点に立った文化活動の推進＞市民の多様な文化創造活動が男女平等参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	老若男女問わず伝統文化に触れることが出来るように市内各地に残される盆踊りを伝承する団体の支援を引き続き行う。	日舞、茶華道など日本の伝統芸能を学ぶ団体が子どもたちに教室を行う際にも活動支援となるように、国の支援金が受給できるように積極的に働きかけを行う。	生涯学習課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜情報発信の表現の見直し＞広報紙や市のホームページ等において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙や市ウェブサイトについて、固定的な性差観にとらわれない表現を行うよう努める。	広報紙や市ウェブサイトにおいては、すべての掲載記事で性差にとらわれることのない人権尊重の表現の使用を心掛け、読者が誤解を招きやすい表現を避けるよう作成する。	秘書広報課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜情報発信の表現の見直し＞広報紙や市のホームページ等において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙や市のホームページ等において、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図ります。	広報紙や市のホームページ等において、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図ります。	人権推進課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の表現に関する学習機会の充実＞市民や地域団体・事業所等が男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会の提供を推進します。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。	人権推進課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努める。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ及び男女平等参画都市宣言啓発講演会などにおいて啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	各学校園で情報処理・情報発信能力をつけるための学習やメディアリテラシー能力を育むための学習を進める。	校長会や担当者会、ヒアリングの際に取組を進めるための情報共有等を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	引き続き児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努める。	学校園における情報モラル教育を推進し、各校において系統表を作成。保護者に対しても広く啓発する。	指導課

Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を巡る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	Web公民館まつり・展示会等を開催し、公民館利用者が普段の活動成果を、Web上で発信できる環境の推進を図る。	Web公民館まつり・展示会等を開催し、公民館利用者が普段の活動成果を、Web上で発信できる環境の推進を図る。	文化振興課公民館
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための啓発・学習機会を提供する。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ及び男女平等参画都市宣言啓発講演会などにおいて啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会の提供をする。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。	男女平等参画の視点から、メディア・リテラシーに役立つ情報を提供する。	多様なニーズに対応できるよう、様々な情報の収集に努める。	文化振興課図書館

基本目標Ⅱ 男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

主要施策4 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	＜市立の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進＞「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	＜市立の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進＞「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	指導課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	＜性別にとらわれない職業観等の育成＞性別にかかわらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じて男女平等の視点に立った教育に取組みます。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	＜性別にとらわれない職業観等の育成＞性別にかかわらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じて男女平等の視点に立った教育に取組みます。	発達段階に応じた職業観、男女平等の精神を育むことができるように各校において権利教育の指導計画を作成する。	中学校において権利教育として、各校での社会科において、男女共同参画社会基本法や労働分野における男女雇用機会均等法、政治分野での男女共同参画推進法について学習を行い、生徒の職業観を醸成する。	指導課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	各学校園でジェンダーに対する理解を深めるため、性的マイノリティの当事者との出会いや多様な性と出会う取り組みを推進する。	各学校園に対するヒアリングの際に、取組についての働きかけをする。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	性の多様性から、自分と向き合うきっかけとするとともに、どんな性も排除しない校園所作りに向けて、当事者と出会う研修を計画する。	教職員のジェンダーに対する理解を深めるため、学校園所の園内研修において、LGBT当事者との出会いや多様な性と出会う取り組みを推進する。	指導課

Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	男女平等参画の視点を踏まえた教育・保育の実践につながる研修を開催する。	全教職員が研修に参加できるように開催日時の検討を行う。	保育子ども課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女がともに積極的に参加・参画するよう働きかけます。	学校園行事でのPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう、働きかける。	各学校園に対するヒアリングの際に、性的役割分担意識の解消に向けた働きかけを行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女がともに積極的に参加・参画するよう働きかけます。	認定こども園・保育所等における保護者会活動、保護者の活動に、男女両性が積極的に参加・参画できるよう働きかけます。	男女共にPTA活動に参加できるように開催日時の検討	保育子ども課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	男女混合の教育活動を通じた情報発信をするなかで情報共有や啓発活動を行う。	各学校園に対するヒアリングの際に、保護者への啓発活動の充実に関して働きかけを行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	学校園行事でのPTA活動や保護者研修での情報提供や啓発活動を行う。	学校園行事でのPTA活動に性別にかかわらず積極的に参加、参画するよう継続的にはたらきかけ、ジェンダーに対する理解を深める。	指導課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	コロナ禍での情報共有・情報提供のあり方の検討及びより一層のICTの活用を行い、情報提供や啓発活動の充実を図る。	関係機関との連携強化	保育子ども課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	各学校園で、発達年齢に応じ、保健の教科書や教材等を活用して、性に関する適切な理解と健康に対する学習を推進する。	各学校園に対するヒアリングや授業研究等の際に、指導助言や様々な情報提供を行い、取組を推進する。	人権国際教育課

Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	LGBTQ+に対する確かな知識と理解を深める。飲酒、喫煙、薬物乱用においても確かな知識を得られるように学校外部の組織とも連携を図る。	各学校において体育主任が中心となり体育科の保健領域における推進計画を作成するように発信する。発達段階に応じた指導となるよう低学年から系統立てた指導となるように助言を行う。	指導課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	性自認や性の多様性について正しい知識を待つために、講座や講演会を開催し、学習機会の提供する。	「男女平等参画社会づくり講座」などを通じて、性の多様性についても理解を促進していく。	人権推進課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	関係機関とともに連携を図り、推進する。	他機関と連携を図り、必要な支援と情報を行う。 中学校でのがん教育の開催。	保健推進課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜相談窓口の充実＞さまざまな性に関する相談窓口の情報提供を行います。	相談窓口など情報発信を行う。	相談窓口のパンフレットを配架する。	保健推進課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜相談窓口の充実＞さまざまな性に関する相談窓口の情報提供を行います。	公共施設に相談窓口の案内カードを設置するとともに、市の講座、イベントにおいても配布し、情報提供を行う。	公共施設のトイレやロビーなどに相談窓口の案内カードを設置するとともに、保健センターでは、妊婦健診、集団検診等でも配布し、情報提供を行う。	人権推進課

基本目標Ⅱ 男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

主要施策5 多様な選択を可能にする社会教育の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性グループの育成支援＞グループ、団体等の求めに応じて、女性の力が活かされるよう助言を行い、活動を支援します。せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」の事業などを協働で行うことにより、女性の企画力向上を図ります。また、女性のチャレンジを支援するための多方面にわたる情報の収集と提供をします。	憲法週間＆男女平等参画週間「市民の集い」等において、ステップ登録グループの活動の広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行う。	憲法週間＆男女平等参画週間「市民の集い」等において、ステップ登録グループの活動の広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行う。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	「ステップ」の登録グループが利用しやすい環境を整え、ルームの活動を活性化させ、ネットワークの支援に努める。	女性リーダー育成及び女性リーダーがつながるための支援として、「ステップネット会議」を開催し、活動団体の意見交換や情報提供により、女性のキャリア形成や職域拡大につなげていく。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるように支援する。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるためのネットワークの支援を行う。	政策推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	女性リーダーの育成を推進できるように、効果的な講座等を推進する。	事業内容は、男女差、年齢等によって学習効果に差が生じないように努める。	文化振興課公民館
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	これまで同様に、女性が中心となって活躍する団体の活動の情報発信や活動の支援を行っていく。	情報発信のための情報収集や、活動団体支援のための調整等、共催事業の開催も含め取り組んでいく。	生涯学習課(青少年センター)
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダーリストの作成＞地域活動や市民活動、企業など、さまざまな分野で男女平等の視点をもって活躍しているリーダーのリストを作成するとともに女性リーダーがつながるためのネットワーク支援やリストの活用を推進します。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行う。	登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワーク(ステップネット)を組織し、交流、情報交換を図る。	人権推進課

Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める 人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、 交流するなど、さまざまなチャレンジに関する 情報を収集するとともに、広報紙や市のホーム ページ等の多様な媒体を通じて情報提供 をします。	女性のチャレンジを応援する講座を開催する。 各市の情報を収集し、必要な情報提供を行う。	女性のチャレンジを応援する講座を開催する。 各市の情報を収集し、必要な情報提供を行う。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める 人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、 交流するなど、さまざまなチャレンジに関する 情報を収集するとともに、広報紙や市のホーム ページ等の多様な媒体を通じて情報提供 をします。	女性のエンパワーメント支援に関する図書を展示、貸出 等により情報提供をする。	仕事や学習に結び付く資料も含め、幅広い分野の資料 の収集に努める。	文化振興課図書 館
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める 人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、 交流するなど、さまざまなチャレンジに関する 情報を収集するとともに、広報紙や市のホーム ページ等の多様な媒体を通じて情報提供 をします。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提 供を促す。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める 人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、 交流するなど、さまざまなチャレンジに関する 情報を収集するとともに、広報紙や市のホーム ページ等の多様な媒体を通じて情報提供 をします。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速 やかに発信し、広報・啓発に努めます。	産業観光課、地域就労支援センターにおいて、求人情 報・職業訓練情報の提供を行います。	産業観光課
Ⅱ	5	(2)	生涯学習に関する情報 の提供	＜利用しやすい男女平等参画推進拠点づく り＞せんなん男女平等参画ルーム「ステッ プ」について、「ステップネット」を中心とした 市民が主体的に運営し、交流、情報収集や 意見交換などが気軽に行えるように支援しま す。	ステップネット(せんなん男女平等参画ルームネットワ ーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交 流を図ります。	ステップネットを通じて、男女平等参画ルーム「ステッ プ」の構成員の交流・意見交換、情報共有に努めます。	人権推進課
Ⅱ	5	(2)	生涯学習に関する情報 の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性 別にかかわらず参加できる生涯学習に関す る情報を、さまざまな機会、媒体を通して提 供します。	年齢や性別を問わず、今後とも多くの方に学習していただける ような機会とPRを行う。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	5	(2)	生涯学習に関する情報 の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性 別にかかわらず参加できる生涯学習に関す る情報を、さまざまな機会、媒体を通して提 供します。	広報紙及び市ウェブサイトで、生涯学習に関する情報の提供を 継続する。	広報紙においては毎月2ページを情報ボックスとして設 け、その一部で生涯学習の情報を掲載する。ウェブサ イトにおいても同様に生涯学習の取組や情報の提供を 継続的に行う。	秘書広報課

Ⅱ	5	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体を通して提供します。	生涯学習に関する情報を「地域の情報コーナー」に設置し、提供する。また、資料を幅広く収集し、貸出等を行う。	生涯学習に関する情報や資料を、積極的に収集する。	文化振興課図書館
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等参画に関わる資料などの充実＞図書館資料の充実を図り、関連情報や資料を、積極的に提供します。	男女平等参画等の人権に関わる資料を幅広く収集し、市民に提供する。、	常設の特集コーナーの資料の貸出や、地域の情報コーナーでのパンフレット類の配下による情報提供などを積極的に行う。	文化振興課図書館
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提供を促す。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	男女平等参画の視点に則した講座・講演会を開催し、社会教育に携わる人へ学習機会を提供する。	講座・講演会の開催にあたっては、学校関係機関への案内・周知も行います。	人権推進課
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	職員に対し、社会教育について研修等を行い、意識啓発につなげる。	生涯学習の講座を企画・運営する担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い参加を促す。	人事課



仕事と生活のバランスづくり

基本目標 III

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策6 就労の場における男女平等の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	市職員は男女間の賃金格差はありません	市職員は男女間の賃金格差はありません	人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行います。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施します。	産業観光課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜労働相談の充実＞就労等に関する情報提供と相談体制を充実します。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行います。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施します。	産業観光課

Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	メンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施する。年休消化に関してアナウンスを実施する。	全職員対象にメンタルヘルス（セルフケア・ラインケア・サポートケア）に関する研修を実施する。年休消化に関しては計画的な年休取得に努めるようアナウンスを実施する。	人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	泉南市事業所人権推進連絡会やウェブサイト、チラシ等を通じ学習活動を行います。	泉南市事業所人権推進連絡会やウェブサイト、チラシ等を通じ学習活動を行います。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行います。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施します。	産業観光課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	内部通報制度、内部相談制度の周知に努める。	正規職員、任期付職員、会計年度任用職員の採用説明会開催時に周知する	人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	働きながら妊娠、出産が安心してできるよう、情報提供を行う。	働きながら妊娠、出産をされる妊婦に、妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施する。 母子健康手帳に掲載の、“働きながら”のサポート制度について説明を実施し、情報提供を行う。	保健推進課

Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みづくりについて事業所に働きかけを進めます。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みづくりについて事業所に働きかけを進めます。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	再就職を支援するための講座を開催します。	再就職を支援するための講座を開催します。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	関係機関から提供される最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めます。	地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行います。また、再就職に向けた相談支援を行うと同時に、技能取得講座を実施します。	産業観光課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜女性のためのチャレンジ支援＞起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座等の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します。	社会情勢に応じた内容で「社会づくり講座」を開催し、女性の社会参画を支援します。	社会情勢を知るとともに、女性が社会参画するための情報提供を含めた、「社会づくり講座」を開催する。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜女性のためのチャレンジ支援＞起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座等の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します。	所管団体等への情報提供を行うことで、女性のためのチャレンジ支援の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布等により、IT活用能力向上の機会の情報提供を図る。	講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布については、最新の情報提供に努め、加配は迅速に行う。	人権推進課

Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンクラブ等の利用促進を図る。また、Web公民館まつりやウェブ展示会を実施し、利用者がICT技術に触れ合う機会を提供する。	今までWebを使った情報発信の経験がない人に、Webの利用を身近な活動の中で、経験してもらえるように推進する。	文化振興課公民館
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	ITに関連する講座の開催を計画している。	よりニーズに即した講座内容とするため、NPO団体との調整や情報収集を行っていく。	生涯学習課（青少年センター）
Ⅲ	6	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜女性の経済的地位の向上＞家族経営協定の普及推進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。	家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。	各種制度の周知を図る。	産業観光課
Ⅲ	6	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜農業・漁業に従事する女性グループのネットワーク支援＞グリーンツーリズムなどを通じた都市農村交流や6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	グリーン・ツーリズムなどを通じた都市農村交流や、6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	6次産業化に取り組む方を支援するため、「泉南市6次産業化及び地産地消を推進するための戦略」を策定した。	産業観光課

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策7 ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極に行います。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極に行います。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極に行います。	特に建設現場における長時間労働の改善に向けた発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引続き事例等の情報収集等に努める。	事例等を多く保有している国、府などの情報から事例等を確認する。	契約検査課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	【本市職員に対して】男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行う。	「休暇の手引き」や「育休等パンフレット」を周知し、男性の育児参加促進に努める。また取りやすい環境づくりには職場の理解、上司のマネジメントが必要不可欠のため、マネジメント研修を実施する。	人事課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜顕彰制度等の周知＞「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女平等参画に向けた取組を進める事業所を応援する大阪府の「男女いきいき・元氣宣言」や「男女いきいきプラス」の登録制度を広く周知します。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、大阪府の男女いきいき元氣宣言事業者の登録について情報提供を行います。	先進事例や市内事業所のニーズ等を総合的に勘案し、仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	人権推進課

Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜顕彰制度等の周知＞「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女平等参画に向けた取組を進める事業所を応援する大阪府の「男女いきいき・元氣宣言」や「男女いきいきプラス」の登録制度を広く周知します。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜一般事業主行動計画策定の促進＞女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が100人以下)に対して、情報提供や策定の働きかけを行います。	大阪労働局等関係機関からの情報提供を行います。	大阪府労働局等関係機関からの情報提供などを行い、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行います。	人権推進課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜一般事業主行動計画策定の促進＞女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が101人以下)に対して、情報提供や策定の働きかけを行います。	自発的な計画策定を促すため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	・地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報の提供 ・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施 ・病児保育(体調不良型)の実施	・関係機関と連携強化	保育子ども課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てで世帯に寄り添う事業を開催する。また子育てに関する情報を提供する。	各事業に加え、平日に仕事をしている保護者が参加しやすいように、土曜日・日曜日のひだまりルームを開催する。父親の育児参加の促進、また働く母親の育児不安などに寄り添う支援を行う。	家庭支援課 (子育て支援センター)
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	子育てで世帯に対し、個々の状況に応じての情報提供を行い、生活の安定を図る為の就労支援を行う。	それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組みます。	生活福祉課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	引き続き、仕事と子育ての両立を支援するため、預かり保育を充実させるとともに、保護者の負担軽減のための減免制度などの情報提供を行う。	仕事との両立はもちろん、保護者の通院や保護者自身のエンパワメントなど預かり保育の理由は問わないこと、また減免制度があること等を保護者の状況に応じてわかりやすく情報提供する。	指導課

Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	保護者が安心して就労できるよう、留守家庭児童会で児童が基本的な生活習慣を身につける保育を行い、子育て支援につなげる。	日々の保育を通じて児童が基本的な生活習慣を身につけられるよう支援等を行う。	生涯学習課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	NPO団体や子育て支援センター職員と連携しながら子育て支援事業を実施します。	NPO団体への依頼や子育て支援センターとの調整を行い、より質の高い子育て支援事業を実施する。	生涯学習課（青少年センター）
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	子育て支援情報を収集し、情報提供を行う。また乳幼児のおはなし会や、出張講座等の子育て支援事業を行う。	男女平等参画の視点に立ち、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援事業を推進する。	文化振興課図書館
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	働きながら妊娠、出産が安心してできるよう、情報提供を行う。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施する。 母子健康手帳に掲載の、“働きながら”のサポート制度について説明を実施する。妊娠届出時に、働きながら妊娠、出産をされる妊婦及び父親となる方に、情報提供を行う。	保健推進課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜家族介護の支援＞相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害のある人を介護する家族への支援を充実します。	家族介護慰労事業・要介護高齢者介護用品支給事業を実施	家族介護慰労事業・要介護高齢者介護用品支給事業により高齢者人を介護する家族への支援を行うとともに、包括支援センターやCSWと連携し、相談体制を充実させる	長寿社会推進課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜家族介護の支援＞相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害のある人を介護する家族への支援を充実します。	障害者相談支援事業を実施するとともに関係部局や関係機関と連携し、障害福祉サービスの利用促進など、障害のある人や家族への支援を充実します。	泉南市自立支援協議会を核として、障害福祉サービス事業所や相談支援事業と連携し、相談支援を充実させる。	障害福祉課

基本目標Ⅲ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策8 男性にとっての男女平等参画の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	市民交流センターを拠点に活動する団体等へ、料理・子育て・介護等の技術を取得する機会を提供する。	市民交流センターを拠点に活動する団体等へ、料理・子育て・介護等の技術を取得する機会を提供する。	人権推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	男性が学習できる機会の提供を行う。	男性料理教室(保健センター開催の健康教室受講後の自主グループ)の活動を支援する。 妊婦とその家族を対象とした沐浴体験を行う「はじめまして赤ちゃん」事業や育児サロンを実施し、父親の参加を勧奨する。 母子手帳交付時に妊婦体験ジャケットの着用を勧奨する。	保健推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供を行うことで、男性向けの学習機会の提供につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	男性料理クラブ等、生活関連のクラブへの利用推進を図る。また、男性が生活関連技術を習得できる講座等を実施できるように努める。	Webによる情報発信で、多くの男性が興味を持ったり、参加できるように図る。	文化振興課公民館
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	親子や家族で参加できる講座を多数実施します。	新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行うとともに、講座への参加促進のため、アンケートによるニーズ調査を実施します。	生涯学習課(青少年センター)



誰もが自分らしく生きられる 暮らしづくり

基本目標 IV

基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策9 相談機能の充実

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	フェミニストカウンセリングの充実を図り、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」により、連携強化に努めます。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努めます。	人権推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	障害者相談支援事業を実施するとともに関係部局や関係機関と連携し、生活・福祉・就労等の総合相談の充実を図ります。	関係部局や関係機関と連携の上、障害者相談支援事業を実施する。	障害福祉課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	関係部局や関係機関の連携を強化	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施する。	長寿社会推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	支援が必要な家庭に、関係機関と協力し、支援を行います。	妊娠届をはじめ、困難を抱え支援が必要と把握した人へは、関係機関と協力し、支援会議への参加など連携の強化に努める。	保健推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	複雑かつ多岐にわたる消費者問題に対して、消費生活相談員が関係機関と連携し、問題解決に努めます。	消費生活センターにおいて、様々な消費者問題に対し、消費者相談員が助言を行うとともに、関係機関と連携することで問題解決に向けた支援を行います。	産業観光課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	子ども家庭総合支援拠点を設置し、全ての子ども、その家庭及び妊産婦などに対し、関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を実施する。	子育て家庭の生活場面ごとの具体的な対応方法等を示し、児童・家庭の自立支援を目指す。	家庭支援課 (家庭児童相談室)
Ⅳ	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	「相談員・支援員のためのスキルアップ講座」を開催し、さまざまな相談窓口の担当者の研修の充実を図ります。	「相談員・支援員のためのスキルアップ講座」を実施します。	人権推進課

IV	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	相談窓口の担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては周知を行い参加を促す。	さまざまな相談窓口設置課等において、担当者の育成を実施する。	人事課
IV	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	効果的な支援を実施するため、相談員のスキルアップの促進に努めます。	関係機関が開催する研修を案内し、参加を促すことで、相談員のスキルアップを図ります。	産業観光課

基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策10 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜高齢者の就労機会等の拡大＞男女平等参画の視点に立って、シルバー人材センターとの連携を強化します。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めるが、会員の確保および、予算の確保が課題となる。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努める。	長寿社会推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜介護保険など地域包括ケアシステム構築の推進＞男女平等の視点に立って「泉南市地域包括ケア計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を推進します。	福祉関係機関との連携強化に努める。	相談、救援活動を行う関係機関との連携を図る。	長寿社会推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜障害者の生活自立の支援＞男女平等の視点に立って「泉南市障害者計画」などを推進します。	男女平等参画の視点に立って、「第5次泉南市障害者計画」を推進します。	男女平等参画の視点に立って、「第5次泉南市障害者計画」を推進します。	障害福祉課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜ピアカウンセリングへの支援＞ピアカウンセリングへの支援をします。	身体、知的、精神の障害者相談員を委嘱する他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施します。	身体、知的、精神の障害者相談員を委嘱する他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施します。	障害福祉課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜在住外国人女性等への支援＞言語や文化の違いによる困難を解消するため、各種支援制度等の情報提供や相談を充実します。	多言語によるパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行います	多言語によるパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行います	人権推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜在住外国人女性等への支援＞言語や文化の違いによる困難を解消するため、各種支援制度等の情報提供や相談を充実します。	市民ボランティアによる国際交流事業等の実施を支援するとともに、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布することにより、広く情報提供を行う。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	政策推進課
Ⅳ	10	(2)	ひとり親家庭への支援	＜ひとり親家庭への経済・生活支援＞ひとり親家庭に対して、生活、子育て、子どもの教育、就業など家庭の状況に応じた必要な支援を行います。	ひとり親家庭に対し相談を実施し、大阪府母子・父子・寡婦福祉資金の情報提供を行う。又必要に応じて就労支援や自立のための資格取得の支援も行っていく。 ・自立支援教育訓練給付金の給付。 ・高等職業訓練促進給付金の給付。	広報で周知のほか窓口での情報提供、自立のための支援を行っていく（自立支援教育訓練給付や高等職業訓練促進給付金等） 貸付についても個々の状況に応じて情報提供をし、申請の受付や関係機関に繋ぐ。	家庭支援課 （子ども給付係）

IV	10	(2)	ひとり親家庭への支援	＜ひとり親家庭への就労支援＞地域就労支援センターの就労支援を充実します。	地域就労支援センターにおいて、就労支援の充実に努めます。	就労相談を継続して行うとともに、関係機関と連携し、就労支援の充実に図ります。	産業観光課
IV	10	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、重要性についての情報提供を随時行う。	離婚前相談等に養育費の必要性や重要性についての情報提供を行い、請求の仕方や養育費の取り決め等について助言を行う。	家庭支援課 (子ども給付係)
IV	10	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	養育費についてのパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行っていきます	相談内容に応じ、個別に養育費等に関する情報を提供していくことで、一定の支援を図り、引き続き、相談業務を通じて支援を行っていく。	人権推進課
IV	10	(3)	性の多様性を尊重する環境づくり	＜性の多様性に対する理解促進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解の促進を図るため、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知や講演会等の開催、さまざまな媒体を活用した情報提供を行います。	性自認や性の多様性について正しい知識を待つために、講座や講演会を開催し、学習機会の提供するとともに、情報誌を作成により、周知・啓発を図る。	「男女平等参画社会づくり講座」や講演会、情報誌「Step」の作成を通じて、性の多様性についても理解を促進していく。	人権推進課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	広報活動を積極的に行い事業の周知を徹底する。 ・ケースワーカーに貧困家庭への事業の周知依頼 ・校園長会での広報活動 上述取り組みにより生徒数および講師の確保を行い開催箇所数の増に努める	■自立相談支援事業 ・相談支援の実施(新規相談受付) ■住居確保給付金 ・申請者受付及び支給 ■就労準備支援事業 ■学習支援事業 ・週1回学習会を実施	生活福祉課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、受けられる制度の情報提供を行う。 市立小中学校に通う子どもの教育費の面で、困難を感じられているご家庭に就学援助費を支給する。	福祉関係部署と連携し、適切な情報提供を行う。 令和4年度も引き続き就学援助を実施する。	指導課

IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行う。	留守家庭児童会に登所した在籍児童に対し、留守家庭児童会でのルールを守ることや遊びなどを通じて基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。	生涯学習課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	就労支援や資格取得の為の情報提供を行うことにより、生活の安定と向上を図るとともに、奨学金の利用等について情報提供や貸付の申請受付を行う。	広報や現況時に情報提供、チラシの配架により周知、支援をする。	家庭支援課 (子ども給付係)
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	支援が必要な家庭に、関係機関と協力し、支援を行う。	妊娠届をはじめ、困難を抱え支援が必要と把握した人へは、関係機関と協力し、支援会議への参加など連携の強化に努める。	保健推進課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	自立支援、就労支援、教育支援等に関する資料の収集、提供を行う。	ハローワーク情報等の提供等、幅広い情報の収集と提供を行う。また、教育支援等の資料の充実を図る。	文化振興課図書館
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	ひとり親家庭や生活困窮者に対して、それぞれの家庭の状況に応じて、自立に必要な情報提供や支援を行います。	関係機関との連携を密接に行い、それぞれの家庭の状況に応じた情報提供や支援を行います。	人権推進課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	ヤングケアラーに対する理解や認識を深めるため校内研修等の促進、生活困窮家庭への支援を行う。	学校での理解促進のための研修及び学校とSC・SSW等の専門家、家児相、福祉関係機関と連携をとり対応する。	指導課

IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	相談員間の情報交換等により、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	生活福祉課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、学校、教育委員会等と情報共有し、連携強化を図る。	ポスター掲示等による市民啓発、関係機関へのリーフレット配布等により啓発をする。	家庭支援課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	関係機関との連携にて、ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	研修会への参加や周知など、相談体制の強化を図る。	障害福祉課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	福祉関係機関との連携強化に努める。	相談、救援活動を行う関係機関との連携を図る。	長寿社会推進課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	昨年度未実施となった料理教室を今年度実施に向けて計画していきます。	感染症の様子を見ながら、講師との日程調整や内容の確認等を行います。	生涯学習課（青少年センター）
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在のひとり親や在住外国人の親に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行う。	留守家庭児童会に登所した在籍児童に対し、留守家庭児童会でのルールを守ることや遊びなどを通じて基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。	生涯学習課
IV	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	学校や園との連携により、社会見学、園外保育、職業体験学習、調べ学習等の学習機会の提供を行い、朝の読書活動や学級文庫への資料の貸出を行う。	多言語資料を積極的に収集するとともに、子どもが自ら学べる環境の提供に努める。	文化振興課図書館

基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策11 ライフステージに対応した健康支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅳ	11	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜ライフサイクルに応じた健康づくりの推進＞思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期の健康支援のための情報提供や学習機会を充実します。	女性が生涯にわたり、自分の健康づくりにとりくめるように、情報提供等を実施する。	保健センターで、女性の健康づくり(更年期)の健康教室を開催する。 教育委員会や長寿社会推進課など関係機関と連携し、教室を開催する。 女性のがん検診の受診勧奨等を行う。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜妊娠・出産期の女性の健康と男性の理解促進＞女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知するとともに、妊娠期の女性やその配偶者を対象とした出産・子育てのための講座を開催します。	妊娠期の女性や配偶者が出産・子育てについて理解を深める機会を作る。	妊婦とその家族を対象とした沐浴体験を行う「はじめまして赤ちゃん」事業や育児サロンを実施し、夫の役割を明確に情報提供していく。父親の参加を勧奨する。 出産後の支援の場(事業案内)を伝え、支援の切れ目がないように支援していく。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜性差に応じた健康支援の推進＞性差医療の重要性に関する普及啓発、情報提供、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進めます。	女性が生涯にわたり、自分の健康づくりに取り組めるように、情報提供等を実施する。	産後の急激なホルモンバランスの変化がもたらす産後うつ等に注目した内容を盛り込んだ、産後健診(産後2週間と1か月)を実施する。 女性の健康づくり(更年期)の健康教室を開催する。 がん検診受診勧奨を行う。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜健康をおびやかす問題についての対策の推進＞性感染症や薬物依存、過度の飲酒、喫煙が心身に及ぼす影響などに関する知識の普及や予防のための学習機会を提供します。	飲酒、喫煙を中心に、妊娠届出時や健康教室で伝える。	妊娠届出時に飲酒、喫煙をしている場合は、胎児への影響を説明し、禁酒、禁煙指導を行う。 乳幼児健診で、父、母が喫煙している場合は、禁煙外来等情報提供を行う。 健康づくりの教室を開催し、飲酒、喫煙にかんする情報提供等、生活習慣病の予防を推進する。	保健推進課
Ⅳ	11	(2)	性と生殖に関する取組の充実	＜リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発＞リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考えに基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し、行使できるように啓発を行います。	講座や講演会等を通じ、女性の生涯を通しての健康づくり、また、男性からも女性について理解を深めるように啓発を図ります。	講座や講演会等を通じ、女性を理解するための講座の開催を実施、併せて、関係機関からの啓発冊子や講演の情報等を加配します。	人権推進課



あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり

基本目標 V

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策12 あらゆる暴力の根絶

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜ＤＶ根絶に向けた啓発の充実＞ＤＶ防止法、ストーカー規制法等を周知するとともに、女性に対する暴力についての正しい認識を浸透するため、学習機会を推進します。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図ります。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図ります。関係機関等から啓発冊子の配布・加配も行います。	人権推進課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、性犯罪の正しい知識の周知・啓発を図り、性犯罪等の発生を未然に防止します。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた運動を実施するとともに、各地域で啓発に努める。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	生活福祉課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜早期発見のための取組の推進＞状況が深刻化することを防ぐため、被害者自身が被害に気づき、いち早く相談するよう周知啓発を行います。また、配偶者からの暴力に関する相談窓口を掲載したＤＶ相談窓口一覧カード等を活用します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、性犯罪の正しい知識の周知・啓発を図り、性犯罪等の発生を未然に防止します。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	近隣周辺や地域でも、配偶者からの暴力に気づき、支援ができるように、講座や講演会等を通じて、啓発や学習機会を提供します。	講座・講演会の開催の案内については、民生委員児童委員や、人権擁護委員への啓発活動を進め、情報提供・共有を行い、地域の中での連携も強化します。	人権推進課

V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	生活福祉課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	長寿社会推進課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	虐待やDV被害等に関する研修会への参加を、関係団体等に対し、働きかけるとともに、相互の連携強化に努めます	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかける。	障害福祉課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架するとともに、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	啓発冊子やリーフレットなどの配架には、見やすく、利用しやすいように整備します。	人権推進課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	DV、女性相談窓口の周知を図る。	DV被害者とは、関係機関と連携をとり、支援する。 妊娠届出時、女性のがん検診時などに相談窓口のパンフレットを配布する。	保健推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートDV防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	児童生徒、若年層へのデートDVの観点から講座・講演会への教職員や社会教育に携わる人の参加を促します。	講座・講演会開にあたっては、学校関係機関への案内・周知も行います。	人権推進課

V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図る。	教職員が研修等を通じて、実態把握と未然防止に努めるとともに、児童生徒から相談しやすい体制や環境を整える。	指導課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	各学校園で子どもたちに向けて暴力の未然防止の観点からの教育が行われるように、校内研修等を行っていく。	研究授業等校内研修の際に、指導助言や資料提供を行う。	人権国際教育課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図ります。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	子どもたちが確かな知識を得られるように学校外部の関係機関とも連携を図る。	学校の外部機関の紹介や啓発資料などを学校園に周知する。	指導課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	SNSに起因するトラブルを防止するために、発達年齢に応じた取組を進める。	各学校園に対するヒアリングや担当者会において、SNSに起因するトラブルを防ぐためのプランを提供する。	人権国際教育課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図ります。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府や文科省作成の啓発リーフレットを活用する。	大阪府や文科省作成の中学生対象の啓発リーフレットを活用する。	指導課

V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	啓発リーフレットを配布し、暴力の未然防止の観点での中学生への啓発を進める。	府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループが作成したリーフレットを中学生に配布する。	人権国際教育課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	講座や講演会等を行うとともに、大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	泉南市事業所人権推進連絡会事業所を対象に啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	関係機関から提供される最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めます。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	【本市職員に対して】管理監督職に加えて、非管理職の職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。また、ハラスメント防止要綱についても周知徹底する。	【本市職員に対して】妊娠、出産、育児又は介護等あらゆるハラスメントをしない、起こさせない、自覚と理解を促す研修を実施する。ハラスメント防止要綱を周知する。	人事課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜性犯罪等のあらゆる暴力をなくすための啓発等の充実＞セクシャル・ハラスメントやストーカー行為、売買春、性犯罪など、あらゆる暴力をなくすための啓発、学習機会を提供します。また、被害者救済のための専門の相談窓口の情報提供を行います。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	継続したハラスメントへの対応	学校への周知徹底と、綱紀保持に関する情報提供を行う。	指導課

V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について、働きかけを行う。	・担当者会やヒアリングの際に、子どもの権利に関する取組や子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について各学校園に対して働きかけを行う。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布する。	人権国際教育課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の研修会を開催し引き続き啓発を行う。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民啓発を通じて、児童虐待防止を推進する。	家庭支援課 (家庭児童相談室)
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	生活福祉課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携をとり、子どもへの暴力の防止に取り組む。	虐待事例やハイリスクの事例については、課内で検討し、関係機関と連携を推進し、対応する。	保健推進課

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策13 被害者の保護と自立支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携強化を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	人権推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努める。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努める。	市民課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	初期段階における被害者支援のため、弁護士による専門的相談を行います。	弁護士による法律相談を実施します。	産業観光課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV被害者の支援についての理解を深め、関係各課と連携を行い、引き続き適切な保険証の交付等に努める。	DV支援者の対応方法に関する資料を係内で情報共有し、窓口での対応が適切に行えるようにする。また、関係各課には必要に応じて引き続き連携を行っていく。	保険年金課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係機関と情報共有を行い、子どもの安心・安全の確保に努めます。	関係機関との連携強化	保育子ども課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	児童虐待防止の観点から相互に連携し、機能強化を図る。	関係機関と情報の交換を行い、要保護児童等に対する支援について、各機関の役割について共有する。	家庭支援課 (家庭児童相談室)

V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署との情報共有等に努め、被害者の一時保護から自立支援を行う。	関係部署との連携強化に努める。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議に出席し、連携を密接にします。	DV防止連絡会議代表者会議に出席し、各関係機関と情報交換、情報共有を図る。DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議の構成機関として、関係各課との連携を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議へ参加し、連携強化を図る。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」に参加し、連携を強化する。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」に参加し、連携を強化する。	保健推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」のに出席し、連携強化を図る。	学校園、SC・SSW等の専門家や関係機関と連携をとり対応する。	指導課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	女性相談、女性のための電話相談実施、周知のための啓発実施を行う。 庁内窓口担当者に対し、DV被害者相談マニュアルの活用を進めます。	女性相談（面接）については、相談の回数を増やして、相談者の利用しやすい環境を整え、相談・支援の充実を図る。	人権推進課

V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実する。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	被害者に対する支援において、障害者相談支援事業所や地域包括支援センター等、各関係機関との連携により、相談体制を充実します。	各関係機関との連携により、相談支援を実施する。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携し、適切な保護の実施に努めます。	一時保護は緊急性を要するため、迅速な対応と連携に努める。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	地域包括支援センター、警察等との連携により一時保護を実施。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を継続して実施する。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護にあたって適切に対応する。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護が必要な場合には、適切に対応する。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜性暴力の被害者支援＞「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して心とからだのケアに努めます。	女性相談(面接)、女性のための電話相談及び「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努める。	女性相談(面接)については、相談の回数を増やして、相談・支援の拡大と充実を図る。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携強化を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	人権推進課

V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	相談員間の情報交換等により、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携を図る。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談支援事業所による情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、相談支援の連携を図ります。	泉南市自立支援協議会において、相談支援事業所を中心に情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を図ります。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	ネットワークづくりの推進に取り組む。	情報共有を行い、関係機関との連携を強化する。	保健推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	関係機関と連携、相談体制の強化を図る。 子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	必要に応じて各機関と連携をし、問題解決に向けた相談体制の強化を図っていく。 事案に対する情報を関係機関と共有し、連携を図る。	家庭支援課 (子ども給付係、 家庭児童相談室)
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞ ＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	電話相談員として、さまざまな相談内容に対処できるように、カウンセラーや関係機関からの専門的な知識を習得できるように研修を行う。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催します。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞ ＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課

V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	くさまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	くさまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	くさまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報共有を図ります。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	障害福祉課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	く生活基盤を整えるための支援＞地域就労支援センターなどと連携し、就労支援を行います。	地域就労支援センターなどと連携するとともに、研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、情報提供を図る。	地域就労支援センターなどと連携するとともに、研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、情報提供を図る。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	く生活基盤を整えるための支援＞地域就労支援センターなどと連携し、就労支援を行います。	関係機関等と連携し、就労相談を実施することで、就労を促し、生活基盤の安定に向けての支援を行います。	就労相談を継続して行うとともに、関係機関と連携し、就労へとつながるように支援します。	産業観光課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	く生活基盤を整えるための支援＞大阪府女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）や医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みを作ります。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策、泉南市人権協会の総合相談等についての情報を提供します。	被害者の自立を図り、生活基盤を整えるため、他機関との連携を推進します。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	く同伴する子どもへの支援＞DV被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図ります。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図ります。	人権推進課

V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞ＤＶ被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	関係機関と情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容（支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担等）に関する協議を行う。	家庭支援課 （家庭児童相談室）
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	認定こども園・保育所との連携を密にするとともに、関係部局との情報共有、連携強化を図る。	子どもの支援について、関係機関及び関係部局との情報共有を図りながら、また、支援の結果なども共有し、継続的な支援を図る。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	関係機関と情報共有を行い、子どもの安心・安全の確保に努めます。	関係機関との連携強化	保育子ども課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を行う。	子ども支援についての必要な情報の提供について、関係部局、機関と適切に行う。	指導課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる期間に対し、ＤＶに関する認知を促すとともに、ＤＶ相談機関等に関する情報の提供をします。	関係機関との情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の支援体制を整える。	DV防止連絡会議を開催し、DVIに関する基本的な知識、取り扱いについて確認及び連携に努める。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる期間に対し、ＤＶに関する認知を促すとともに、ＤＶ相談機関等に関する情報の提供をします。	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVIに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	高齢者虐待防止に関する意識付けの啓発、広報活動等を実施。	長寿社会推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、ＤＶに関する認知を促すとともに、ＤＶ相談機関等に関する情報の提供をします。	障害者の相談に携わる機関に対し、DVIに関する認知を促し、DV相談機関等に関する情報提供及び連携により、支援します。	障害者の相談に携わる機関に対し、障害者虐待防止に関する意識啓発、研修会の案内等、広報活動を実施する。	障害福祉課

V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体等と連例しながら、多言語でDVに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努める。	情報コーナーへの多言語によるリーフレットの加配、啓発には迅速な情報提供や見やすい配置・展示に努める。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体等と連例しながら、多言語でDVに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	外国籍住民への支援の一環として、引き続き「泉南市市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公施設でも配布し、広く情報提供を行う。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	政策推進課



資料

泉南市男女平等参画推進条例

公布：平成２３年１２月２６日 条例第２９号

施行：平成２４年４月１日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連動して、男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進められ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定された。

泉南市においては、平成１４年３月に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、様々な施策を推進してきたが、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女平等参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女平等を基本として、自らの意思によって、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が重要となっている。

ここに、泉南市は、男女平等参画の推進を主要な政策として位置付け、男女平等参画社会の実現を目指すために、市、市民、教育関係者及び事業者が一体となって男女平等参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、本市における男女平等参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、教育関係者（学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。

以下同じ。)及び事業者(本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女平等参画施策の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女平等参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女平等参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の生活環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。
- (6) 性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう見直されること。
- (4) 市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。
- (6) 男女平等参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うこと。
- (7) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、自らが決定する権利が尊重されること。
- (8) 女性に対する暴力は、女性の人権に対する侵害であることから、女性に対する暴力が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女平等参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女平等参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女平等参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、市民、教育関係者及び事業者と協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女平等参画の推進のため、市民、教育関係者及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女平等参画社会の実現に努めるものとする。

(市民等との協働及び活動の推進)

第9条 市は、男女平等参画を推進する活動を促進するため、市民、教育関係者及び事業者との協働を図るとともに、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第10条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第11条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないように努めなければならない。

(せんなん男女平等参画プラン)

第12条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、せんなん男女平等参画プランを定めなければならない。

2 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定するに当たり、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、市民、教育関係者及び事業者の意見を反映させなければならない。

3 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、せんなん男女平等参画プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、せんなん男女平等参画プランの実施状況等を公表しなければならない。

6 せんなん男女平等参画プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

(附属機関等における委員の構成)

第13条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないよう努めなければならない。

(施策の策定に当たっての配慮)

第14条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女平等参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女平等参画施策に反映させるものとする。

（苦情等及び相談の申出）

第17条 市民、教育関係者及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策及び男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は意見がある場合は、市長に申出をすることができる。

2 市長は、前項の苦情の申出に対し、男女平等参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 市長は、第1項の苦情を処理するに当たり必要があると認めるときは、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

4 市民は、男女平等参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。この場合において、市長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第18条 市は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（拠点施設の整備）

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女平等参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

（男女平等参画審議会）

第20条 本市に泉南市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) せんなん男女平等参画プランに関し、第12条第2項（同条第4項において準用する場合も含む。）に規定する事項を処理すること。

(2) 第17条第1項の苦情の申出について、同条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定されている男女平等参画社会の推進に関する計画であって、男女平等参画行動計画に相当するものは、第12条(第4項及び第5項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合福祉センター運営協議会委員」の次に次のように加える。

「

泉南市男女平等参画審議会委員	日額 7,500円
----------------	-----------

」

せんなん男女平等参画プラン
令和 4 年度実施計画書

2022 年（令和 4 年 ）

発行：泉南市人権推進

泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

電話 072-480-2855 FAX 072-482-0075

E-mail jinken@city.sennan.lg.jp
